## ○成年後見制度の相談について

お住いの区のあんしんセンターにご相談ください。

### 川崎区あんしんセンター

〒210-0011　川崎区富士見1-6-3
読売川崎富士見ビルB-1棟6階
福祉パルかわさき内
電話:245-1144　FAX:211-8741

### 幸区あんしんセンター

〒212-0023　幸区戸手本町1-11-5
さいわい健康福祉プラザ
福祉パルさいわい内
電話:556-5082　FAX:556-5577

### 中原区あんしんセンター

〒211-0067　中原区今井上町1-34
和田ビル1階
福祉パルなかはら内
電話:722-6122　FAX:711-1260

### 高津区あんしんセンター

〒213-0001　高津区溝口1-6-10
てくのかわさき3階
福祉パルたかつ内
電話:812-5833　FAX:812-3549

### 宮前区あんしんセンター

〒216-0033　宮前区宮崎2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス4階
福祉パルみやまえ内
電話:856-5788　FAX:852-4955

### 多摩区あんしんセンター

〒214-0014　多摩区登戸1891
第3井出ビル3階
福祉パルたま内
電話:933-2411　FAX:911-8119

### 麻生区あんしんセンター

〒215-0004　麻生区万福寺1-2-2
新百合21ビル1階
福祉パルあさお内
電話:952-5711　FAX:952-1424

社協ｲﾒｰｼﾞ ｷｬﾗｸﾀｰ　ななふく

## ○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会　**川崎市成年後見支援センター**

〒213-0001　川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター6階

電話:044-712-8071　FAX:044-739-8738

E-mail:kouken@csw-Kawasaki.or.jp

# あんしんセンター便り

令和４年１０月
第４号

## 令和4年7月11日(月)
## 関係機関向け成年後見制度研修

### ♪開催報告♪

てくのかわさき、てくのホールで関係機関向け成年後見制度研修を開催しました。当日は午前６９名、午後５８名の方にご参加いただき、会場はほぼ満席の盛況ぶりでした。関係機関の皆様が熱心に研修を受講されていました。

午前の部は、講師の村上弁護士による講義「成年後見制度の概要」でした。講師から、現在の成年後見制度の利用の状況から、制度の基礎知識、手続きの流れ等、丁寧にお話をいただきました。また、講師の豊富な経験の中から多くの実例を話していただき、受講者も真剣に耳を傾けていました。

午後の部は、講師の福島司法書士による講義と演習「申立書の書き方」でした。講師が提示した事例をもとに、実際に申立書等の申立てに関わる書類を作成するという演習を行いました。実際に自分で書いてみる、という演習を通じて、『申立書作成のイメージをより具体化することができた』というコメントを多数いただきました。

研修全体を通して、関係機関の皆様の、成年後見制度を理解しようという意識の高まりを感じることができました。本研修で得た知識を、日頃の支援に活かしていただければと思います。

## 令和4年6月24日(金)
## 親族後見人向け成年後見制度研修会

### ♪開催報告♪

「親族後見人向け成年後見制度研修会」は、成年後見人等に選任された親族を対象に、活動していく上で必要な知識やポイントを学んでいただく研修です。今年度も6/24（金）にエポックなかはらで開催し、今年親族後見人等に選任された方を中心に6名の方が参加され、熱心に講師の狩野弁護士の話に耳を傾けられていました。研修会の後は講師による個別相談会で、後見事務を行う上で感じる不安や悩みをご相談いただく姿も見られました。

各区あんしんセンターでは親族後見人等の後見事務に関する相談支援を行っています。後見事務等にお困りの親族後見人の方がいらっしゃいましたら、各区のあんしんセンターをご案内ください。

※ご本人（被後見人等）が市内在住の場合が対象となります。
原則として、ご本人の居住区のあんしんセンターをご案内ください。

２回目の親族後見人向け研修会を今年の１２月に開催する予定です！詳細については４面のお知らせ欄をご覧ください♪

川崎市社協
キャラクター
ななふく

# ご存知ですか？市民後見人
## ～地域で寄り添い、ともに歩む～

## 川崎市における第三者後見人

成年後見人等に選任される方は、大きく２つに分けられます。１つは親族後見人、もう１つは第三者後見人です。

第三者後見人とは、家族・親族以外の第三者が成年後見人等になることを指しています。第三者後見人のうち、約８６％を専門職等後見人（受任数順に司法書士、弁護士、社会福祉士、行政書士など）が占めています。その他に、社会福祉協議会などの社会福祉法人やNPO法人が成年後見人等を担う法人後見、また市民後見人などが第三者後見人に含まれています。

川崎市においては、各専門団体への相談を通じて、成年後見人等候補者の紹介をしてもらうことができます。

各専門職等後見人については、『専門職成年後見人等のご案内』のチラシをご覧ください。

## 市民後見人とは？

市民後見人とは、親族や、弁護士などの専門職ではなく、一定の知識・技術を身につけ、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民による後見人等のことです。

資格ではなく、一般市民が家庭裁判所から選任されて初めて市民後見人となります（川崎市においては市民後見人養成研修を修了・登録した方が対象になります）。

市民後見は、判断能力が十分ではない方を地域住民が支える仕組みといえます。共に地域で暮らす住民の目線、生活者の視点を活かし、被後見人の意思をくみ取った支援をすることで、被後見人に寄り添い、過去や現在を受け止めた関係づくりを行うことができます。

そして、市民後見人の活動が広がることにより、権利擁護や住民同士の支え合いを身近に感じる機会が増え、さらなる支え合いの芽を地域で育むことが期待できます。

## 川崎市における市民後見人の受任条件と関連統計

**◎市長申立案件または家庭裁判所からの受任依頼の案件で…**

①本人が市内在住または今後市内に戻る予定があること

②財産をめぐるトラブルがないこと
※法律家との複数後見で対応することは可能

③管理する財産が高額でないこと

④虐待事案等の身上保護が困難でないこと

⑤施設・グループホームに入所・入居していること

川崎市では、平成２５年から市民後見人の養成を開始し、現在、第５期生までの養成を行っています。６４名が市民後見人バンクに登録され、そのうち２６名が延べ３７名の受任をしています。また、令和４年度は新たに第６期生の養成を開始しています。

**◎市民後見人養成研修修了・登録状況**

| | 修了者数 | バンク登録者数(修了時) | バンク登録者数(現在) |
|---|---|---|---|
| 第１期 | １５ | １５ | ９ |
| 第２期 | １４ | １１ | ７ |
| 第３期 | １１ | １１ | ９ |
| 第４期 | １５ | １５ | １３ |
| 第５期 | １２ | １２ | １２ |
| 合計 | ６７ | ６４ | ５０ |

## 特集：市民後見人にインタビュー！！

第２期市民後見人養成研修を修了し、市民後見人バンクに登録している布川さん。
仕事をしながらの後見活動。どんな思いで活動しているかをお伺いしました。

**○市民後見人養成研修の受講のきっかけを教えてください。**

― 福祉関係ではないのですが、仕事の中で専門職後見人の方と関わることがあって、後見人てどんなことをするんだろうという思いがありました。市政だよりで第２回養成研修の案内を見て私も勉強すると市民後見人になれるのかなと思い申し込みました。

**○養成研修はいかがでしたか？**

― 前半は毎回レポート提出があって…。でも色々な専門職団体や川崎市の事を知ることが出来てすごく勉強になりました。後半では第1期生の方が既に市民後見人として活動されていて、身近な所でこうした事が起きているんだという事が分かりました。また、家庭裁判所や施設の見学、社協の法人後見の同行。後見業務の流れも教えてもらって、研修を終えて声がかかったらこういう事をするのかというリアルさが出てきて毎回スゴイ！というイメージがありました。

**○実際に受任の話があった時はどの様に感じましたか？**

― 仕事があり土日しか活動できないと伝えていたので、すぐにお話があるとは思いませんでした。実際にやれるとなった時は、大丈夫かな、失敗しないように、という気持ちが大きかったです。

**○市民後見人としての活動はいかがでしたか？**

**※被後見人(以下、本人)は長期入院中。言語障害があり寝たきりの状態だが意識はしっかりしている。他県に兄弟がいるが距離もあり疎遠。今年3月に亡くなるまで約4年間の関わり。**

― 最初は名前を覚えてもらおうとほぼ毎週会いに行きました。何が楽しいか考えて、囲碁好きだと分かったので、五目並べならできる！とオセロを持参してやり方を教えてもらいました。最初は問いかけにも「うん」「そうだね」しか反応しなかったのが、会話になり、帰りに手を振ってくれるようになりました。研修を受けて、自分に出来ることは身上保護しかないのかなと思っていたので。

本人のお姉さんに定期的に状況を伝えていたので、年に１回会いに来てくれました。納骨の時には連絡がきて、他のご兄弟からもお礼を言われて…驚きました。本人もご家族も良い人ばかりで恵まれていたと思います。

あんしんセンターには定期報告時や分からないことがあった時に相談していました。手術をしなくてはいけないことがあって、医療同意の件やタクシー代をどうしようとか聞きながら対応していました。

**○ご自身の職場や家族の反応はいかがでしたか？**

― 私の会社はボランティアや社会貢献を推奨しているので理解があり、本人が亡くなった時も、上司が「すぐ行きなさい」と言ってくれました。

初め家族は「本当にできるの？引き受けたら途中で辞められないよ」と言っていました。でも本人に会いに行く時は「行ってらっしゃい」「めげて帰ってくるなよ」とか。亡くなった時も「自分は大丈夫なの？」と気にかけてくれました。

**○市民後見人のやりがいはなんですか？**

― 最初は、なんで何も話してくれないんだろうってがっくりくることもあったけど、本人に会いに来るのは私だけなんだよなと思って。自分が逆の立場だったらどうだろうと考えてゆっくり関係作りをしようと決めました。すぐに終わる関係ではないから時間をかけようと。少しずつ心を開いてくれて、やってて良かったなと思いました。自分自身もすごく勉強になって、本人と一緒に成長できたと思います。

## 川崎市の市民後見人選任の流れ

**市民後見人養成研修・修了**
●約１年間の講義と実習

→ **市民後見人バンクに登録**

→ **受任依頼**
●区役所・家裁からの受任依頼

→ **受任調整会議**
●市民後見人受任の可否・候補者の選定

→ **市民後見人候補者の推薦**
●市民後見人候補者と受任調整し、依頼元へ推薦

→ **後見人等の選任**
●家裁が後見類型・後見人等を決定
●審判書が申立人・被後見人等・後見人等に送付される

→ **◎東京法務局へ登記**
**◎登記番号の通知**
**◎登記事項証明書の取得**

→ **申立人・本人との面会**
●関係機関を含めたカンファレンスや通帳等の引継ぎ（後見事務計画・財産目録作成のため）

→ **後見事務計画書の提出**
●後見人等が後見事務計画・財産目録を作成し家裁に提出

→ 概ね１年後 → **後見事務報告**
●家裁へ事務報告書・財産目録等提出
※家裁への提出前に市あんしんCに確認
※市あんしんCへの定期報告（半年報告）

●市あんしんセンターへの定期報告

※定期報告は最初の半年は３ヵ月毎以降は半年毎